

富士電機 **CSR** 調達ガイドライン

第1.3版

2024年 4月

富士電機株式会社

はじめに

富士電機（以下、当社）は、「豊かさへの貢献」「創造への挑戦」「自然との調和」を経営理念に掲げ、「エネルギー・環境事業技術の革新により、安全・安心で持続可能な社会の実現」「グローバルで事業拡大」「チームで総合力を発揮」という経営方針のもと、企業活動全体で社会・環境課題解決の貢献に取り組んでいます

国際社会では、国連「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」など、経済成長と社会・環境課題の解決の両立に向け、企業にも社会の一員として、その実現に向けた積極的な行動が求められています。

当社は、2010年2月に国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に署名し、「人権・労働・環境・腐敗防止」に関する10原則の遵守と実践に取り組んできました。また、2019年6月には、地球環境保護活動に貢献するため「環境ビジョン2050」を制定し、「低炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「自然共生社会の実現」を目標とし、サプライチェーン全体で取り組んでいく活動を開始しました。同時に、社員の行動指針である「富士電機企業行動基準」を改定し、SDGsをはじめとする国際社会の共通目標や規範への対応の考え方を明確にし、調達分野の取り組みにおいては、「お取引先様を大切にします」として、お取引先様とともに、公平・公正な取引並びに持続可能な社会を支えるサプライチェーン構築に向けた調達活動を推進することとしています。

本ガイドラインは、持続可能な社会の実現に向けて当社が取り組んでいる「企業の社会的責任（CSR : Corporate Social Responsibility）」の活動をお取引先様にご理解いただくとともに、事業活動に関連したCSRリスクの低減と事業機会創出の視点から、お取引先様にご協力いただきたい要望事項をまとめたものです。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインの主旨をご理解の上、ご賛同・実践をいただき、当社とともにCSR活動を推進いただけますよう、お願い申し上げます。

富士電機購買方針

当社の調達活動は、“公正な取引”を行動指針とし、品質・価格・納期・サービスともに優れた競争力を持ち且つCSRに配慮しているお取引先様を、広く世界に求めています。そして、すべてのお取引先様と公平・公正で国内外無差別の自由な競争による取引を通じて、より良きパートナーシップを築き、相互理解を深め、協力関係の維持向上に努めています。

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「富士電機企業行動基準」および「富士電機購買方針」を基本とし、グローバルなサプライチェーンにおけるCSRを推進する企業同盟である「RBA: Responsible Business Alliance」の行動規範や電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある企業行動ガイドライン」など、CSRの国際基準として期待される文書を参考に、お取引先様に遵守・実践いただきたいCSR取り組みの考え方や具体的な事例についてまとめたものです。

- ・ 富士電機企業行動基準

https://www.fujielectric.co.jp/about/company/contents_00_04_01.html

- ・ 富士電機購買方針

https://www.fujielectric.co.jp/about/company/contents_03_01.html

- ・ RBA行動規範

https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct6.0_Japanese.pdf

- ・ 社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある企業行動ガイドライン」

<https://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=769&cateid=1>

なお、本ガイドラインは、今後国際的なCSRに関する社会的要請を踏まえて改定していくものとし
ます。

お取引先様へのお願い

お取引先様におかれましては、本ガイドラインをご理解、ご賛同頂くと共に、貴社サプライチェーンに対しても周知頂き、積極的なCSR活動の推進をお願い致します。

尚、本ガイドラインに基づき、定期的にCSRセルフアセスメントを依頼させていただきますのでご協力のほど宜しくお願い致します。

目次

1. 人権・労働.....	6
1-1 強制的な労働の禁止	6
1-2 児童労働の禁止.....	6
1-3 若年労働者への配慮	6
1-4 労働時間への配慮.....	7
1-5 適切な賃金と手当	7
1-6 非人道的な扱いの禁止.....	7
1-7 差別の禁止.....	7
1-8 労働者の団結権.....	8
2. 安全衛生	8
2-1 労働安全.....	8
2-2 緊急時への備え.....	8
2-3 労働災害・労働疾病	9
2-4 産業衛生	9
2-5 身体的負荷のかかる作業への配慮	9
2-6 機械装置の安全対策	9
2-7 施設の安全衛生.....	10
2-8 安全衛生のコミュニケーション.....	10
2-9 労働者の健康管理.....	10
3. 環 境.....	10
3-1 環境許可と報告.....	10
3-2 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	11
3-3 大気への排出.....	11
3-4 水の管理.....	11

3-5	資源の有効活用と廃棄物管理	11
3-6	化学物質管理	12
3-7	製品含有化学物質の管理	12
4.	公正取引・倫理	12
4-1	腐敗防止	12
4-2	不適切な利益供与および受領の禁止	12
4-3	適切な情報の開示	12
4-4	知的財産の尊重	13
4-5	公正なビジネスの遂行	13
4-6	適切な輸出入管理	13
4-7	苦情処理メカニズムの整備	13
4-8	通報者の保護	13
4-9	責任ある鉱物調達	14
4-10	パートナーシップ構築宣言	14
5.	品質・安全性	14
5-1	製品・サービス等の安全性の確保	14
5-2	品質管理	15
5-3	正確な製品・サービス情報の提供	15
6.	情報セキュリティ	15
6-1	サイバー攻撃に対する防御	15
6-2	個人情報の保護	15
6-3	機密情報の漏洩防止	16
7.	事業継続計画	16
7-1	事業継続計画の策定と準備	16
8.	管理体制の構築	16
8-1	企業のコミットメント	16

8-2	サプライヤーの管理	16
9.	社会貢献	17
9-1	地域社会や国際社会への貢献	17

1. 人権・労働

関連法規制を遵守するだけでなく、国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重します。

1-1 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いません。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を保障します。

<具体的取り組み事例>

- 強制、拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買による労働力を用いない。
- 職場や寮など会社が提供した施設への出入りに不合理な制限を課さない。
- 雇用の正式契約にあたり、事前に書面により労働者が理解できる言語で労働条件について労働者に通知する。
- 労働者が母国を離れる前に取り交わした契約内容を、就労国で不利な条件に変更しない。
- 労働者はいつでも離職または雇用を終了できる。
- 政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可書（これらの保持が法律で義務付けている場合を除く）など、労働者の身分証明書または移民申請書を保持、破壊、没収しない。
- 労働者から就職斡旋手数料を徴収しない。
- 人材斡旋業者を活用する場合、事前に上記項目への対応を要請する。

1-2 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせません。

<具体的取り組み事例>

- 児童労働は、いずれの業務においても用いない。ここで言う「児童」とは、15歳未満（該国法が許可すれば14歳未満）、義務教育を修了する年齢または、該国における最低就労年齢未満で、最も高い年齢に満たない者を指す。

1-3 若年労働者への配慮

18歳未満の若年労働者を夜勤や残業等、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させず、若年労働者の権利を保護します。

<具体的取り組み事例>

- 18歳未満の労働者を、健康や安全が危険にさらされる業務に従事させない。
- 現地の適用法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金レートは、同様もしくは類似の作業を行っている他の新人労働者と、少なくとも同じ賃金率とする。
- 学生労働者に対し、あらゆる法令や規制に則った合法的な職場訓練を実施する。

1-4 労働時間への配慮

労働者の長時間労働（過重労働）の防止に努め、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えた労働をさせません。また、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理します。

<具体的取り組み事例>

- 超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間は、現地法で定められている限度を超えない。
- 労働者には1週間に最低1日の休日を与える。

1-5 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守します。また、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮します。

<具体的取り組み事例>

- すべての労働者に対し、現地法に基づいた賃金や手当を遅配なく支払う。
- 実施した作業に対する賃金が記載された給与明細書を、労働者に支払い期日までに提供する。
- 現地法に違反する給与の減額を行わない。

1-6 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメント等の非人道的な扱いをしません。また、その可能性のある行為も行いません。

<具体的取り組み事例>

- 労働者に対する嫌がらせや非人道的扱い（セクシャル・ハラスメント、性的虐待、体罰、身体的または精神的抑圧、言葉による虐待など）をしない。
- 懲戒方針は手順を明確に定義し、労働者に伝達する。

1-7 差別の禁止

差別およびハラスメントを行いません。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望には、適切な範囲で対応します。

<具体的取り組み事例>

- 人種、民族、国籍、出自、肌の色、年齢、性別、性的指向、障がいの有無、妊娠、宗教、思想、信条、政治的指向、配偶者の有無、家族状況、感染症や伝染病などの罹患など、仕事上の能力とは関係のないことを理由に、雇用や、昇進、処遇などの差別をしない。
- 移民労働者はもとより少数民族や、特有な慣習のある民族が差別されることのない職場環境を構築する。
- 雇用を申し込んだ労働者に対し、差別的に使用される可能性がある医療検査・身体検査を行わない。

1-8 労働者の団結権

現地の法規制を遵守し、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重します。

<具体的取り組み事例>

- 労働者または彼らの代表者と、労働条件および経営慣行に関する経営陣との対話を妨げない。

2. 安全衛生

関連法規制の遵守のみならず国際労働機関（ILO : International Labour Organization）の安全衛生ガイドライン等に留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を構築します。

2-1 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全の確保に努めます。また、妊娠中の女性および授乳中の母親への合理的な配慮を行います。

<具体的取り組み事例>

- 労働者がさらされる潜在的な危険要因（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火、車両、および落下の危険等）を明確化し、予防措置および安全対策（ロックアウト、タグアウト等）を行ったうえで継続的に訓練を実施する。
- 危険要因を十分に取り除けない場合は、適切な保護用品（保護メガネ・安全帽・手袋等）を労働者に提供する。
- 育児中の母親に対し、必要に応じて適切な施設（搾乳するための清潔で安全な場所等）を提供する。

2-2 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故等の緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、災害時にその行動がとれるような教育・訓練を行います。

<具体的取り組み事例>

- 火災探知機、消火器を適切な場所に設置し、避難経路や避難場所を職場に掲示する。
- 緊急事態発生時に避難の妨げにならないよう、出入り口付近に障害となる物を置かない。
- 避難訓練を定期的の実施する。
- 緊急事態発生時に備えて、復旧計画を含む緊急対策計画を整備する。

2-3 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

<具体的取り組み事例>

- 労働者に怪我および疾病が発生した場合は即座に適切な治療を行うとともに、その原因を調査・記録し、必要に応じて是正措置を実施する。
- 労働災害を被った労働者の職場復帰を促進する。

2-4 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

<具体的取り組み事例>

- 作業において発生する粉塵、有機溶剤、高熱、細菌など労働者の健康に有害な要因の影響を特定し、除去あるいは制御することで労働者の健康を管理する。
- 危険要因を十分に制御できない場合、労働者には十分に整備が行き届いた個人用保護具を提供する。

2-5 身体的負荷のかかる作業への配慮

労働者に身体的な負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切な管理を実施します。

<具体的取り組み事例>

- 手作業による原材料の取り扱い、手動での重量物運搬作業等の重労働、力の要る組み立て作業やデータ入力等の長時間にわたる反復作業や連続作業など、労働者の身体に負荷のかかる危険な作業を特定、把握し、管理する。

2-6 機械装置の安全対策

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。

<具体的取り組み事例>

- 製造機器、その他の機械の危険度を評価する。
- 機械装置により労働者が怪我をする恐れがある場所では、安全装置やインターロック、防護壁等の安全対策を行う。
- 安全対策で使用する設備は、適正な保守管理を実施する。

2-7 施設の安全衛生

労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）の安全衛生を実施します。また、寮では、緊急時の適切な非常口、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および十分な広さがあり、適切に出入りできる個人スペースを確保します。

<具体的な取り組み事例>

- 労働者には、清潔なトイレ設備、飲料水、衛生的な設備で調理された食品を提供する。
- 労働者には、入浴およびシャワー時に温水が使える、照明や換気が行き届く寮を提供する。

2-8 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供します。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築します。

<具体的な取り組み事例>

- 労働者の母国語または理解できる言語で、労働者に安全衛生関連の情報を提供する。
- 労働者には作業前に安全衛生に関する教育を行い、その後は定期的を実施する。
- 労働者から安全衛生上の課題を提起された場合、速やかに改善する。

2-9 労働者の健康管理

全ての労働者に対し、適切な健康管理を行います。

<具体的な取り組み事例>

- 法令に基づく健康診断を実施し、労働者の疾病の予防と早期発見を図る。
- 長時間労働・過重労働による健康被害の防止に努めるだけでなく、メンタルヘルスなどのケアも実施する。

3. 環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染等の地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮します。

また、環境への負荷を最小限に抑えるために、環境マネジメントシステム（ISO14001など）を構築し、その運用を推進します。

3-1 環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

<具体的な取り組み事例>

- 適用される環境法令に従い、必要とされる環境上の許可証（排出監視など）、登録書をすべて取得、最新の状態に維持した上で、その運用および報告に関する要件を遵守する。

3-2 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量削減に向けて、目標を設定した上で継続的に削減活動に取り組みます。

<具体的な取り組み事例>

- 自社で排出する温室効果ガスの排出量を算出の上記録する。
- エネルギー消費および温室効果ガスの排出の最小化を目指して取り組む。
- Science Based Targets 認証を取得する。
- 当社へ納める製品のCO2排出量（カーボンフットプリント）の把握に取り組む。

3-3 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

<具体的な取り組み事例>

- 業務上発生する揮発性有機化合物（VOC）やエアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼により生じる副生物は、環境法令に基づき特性を確認し、日常の監視、制御、処理を経たうえで排出する。

3-4 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水を推進します。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。

<具体的な取り組み事例>

- 業務、製造ラインや処理施設から排出される廃水は、環境法令に基づき特性を確認し、日常の監視、制御、処理を行ってから排出または処理を行う。

3-5 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、発生する廃棄物を最低限に抑えます。

<具体的な取り組み事例>

- 原材料の代替・保全・リサイクル・再利用などの省資源化を積極的に推進することで、水、化石燃料、鉱物、原生林などの天然資源の使用を最小限化する。

3-6 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、ラベリング、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理します。

<具体的な取り組み事例>

- 製造(リサイクルおよび廃棄の仕分け作業を含む) 工程で使用する物質には、適用される法律、規制、および顧客の要求に応じた禁止・制限を実施する

3-7 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守します。

<具体的な取り組み事例>

富士電機グリーン調達ガイドライン (最新版) に基づき対応します。

4. 公正取引・倫理

法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行います。

4-1 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を行いません。

<具体的取り組み事例>

- 贈収賄、腐敗、恐喝および横領を一切禁止する方針を掲げ、継続的に遵守する。

4-2 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

<具体的取り組み事例>

- 賄賂または過度もしくは不当な利益は、申し出ること、受けることもしない。

4-3 適切な情報の開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織体制、財務状況、業績に関する情報を開示します。記録の改ざんや虚偽の情報開示は行いません。

<具体的取り組み事例>

- 事業活動、財政状況や業績といった財務情報に加え、ESG (環境・社会・ガバナンス) などの非財務情報を、適用される規制と一般的な業務慣例に従って開示する。
- 開示情報に関する記録の改ざんや、虚偽の表示・虚偽の情報開示を行わない。

4-4 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行います。また、顧客およびサプライヤー等の第三者の知的財産も保護します。

<具体的取り組み事例>

- 顧客およびサプライヤーの製品仕様や技術、ノウハウを無断で使用しない。
- 労働者には離職の際、顧客およびサプライヤーの知的財産に関する情報を持ち出させない。

4-5 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行います。

<具体的取り組み事例>

- 国際基準や現地法を遵守した公正な事業、広告、競争を行い、カルテル・入札談合といった競争制限的合意を行わない。
- 社会的秩序と健全な活動に悪影響を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たない。

4-6 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを実施します。

<具体的取り組み事例>

- 輸出入に関するさまざまな法規を理解し、遵守する。
- 国際合意、法規などで輸出入に規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等について、適切な輸出入の手続きを実施する。

4-7 苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者およびサプライヤーなどのステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築します。

<具体的な取り組み事例>

- 労働者やサプライヤーから課題や苦情を聞くための内部通報制度を設置する。
- 内部通報を通じて提起された課題や苦情に対し、適切に改善する。

4-8 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を行いません。

<具体的取り組み事例>

- 何らかの通報を行った労働者やサプライヤーの秘密を守り、報復を防止する。
- 労働者が報復の恐れを感じることなく通報できる通報制度の仕組みを構築する。

4-9 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金等の鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こすまたはそれらに加担していないかを明確にするためのデュー・ディリジェンスを推進します。

<具体的取り組み事例>

- 責任ある鉱物調達に関する方針を策定し、製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金等の鉱物が、人権侵害を引き起こしている反社会的勢力の資金源となっていないことを継続的に確認する。

4-10 パートナーシップ構築宣言

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業代表者の名前で宣言するものです。（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

<具体的取り組み事例>

- 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組む。

5. 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供します。

5-1 製品・サービス等の安全性の確保

自社製品が各国の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品・サービスの安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

<具体的取り組み事例>

- トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）を管理し、問題発生時に迅速な問題解決を可能にする体制を構築する。
- 製品・サービスの安全性に関しては、法令遵守はもとより通常有すべき安全性についても配慮する。

5-2 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。

<具体的取り組み事例>

- 自らの品質基準、顧客要求事項を管理し遵守するための適切な仕組みを導入し、ISO9001 認証などの品質マネジメントシステムに関する第三者認証の取得に努める。
- 最終試験・検査の判定基準は、顧客の購入仕様書等に記載の基準と実態に相違が無い事を確認している。
- 品質を容易に検証することができない特殊工程（はんだ付け、ろう付け、溶接、表面処理、熱処理など）について、技能訓練、作業員認定、作業方法・作業条件、装置・治具の識別・点検、記録を管理している。
- 品質記録を改竄できないシステムを構築している。

5-3 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。

<具体的取り組み事例>

- 顧客に対し、製品やサービスに関する仕様・品質などの正確な情報を伝えるとともに、製品に含有されている化学物質等の情報を正確に報告する。
- 製品・サービスに関し、事実と異なる表現もしくは顧客に誤解を生じさせるような表示・広告を行わない。

6. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図ります。

6-1 サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理します。

<具体的取り組み事例>

- コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および顧客などに被害を与えないための対策を実施する。コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、コンピュータウイルスやスパイウェアなどを指す。

6-2 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、労働者等全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護を行います。

<具体的取り組み事例>

- サプライヤー、顧客、労働者など、事業に関わるすべての人物の個人情報を管理し、保護する。

- 個人情報の収集、保存、変更、移転、共有その他の処理を行う場合は、各国の関連する法規制を遵守し、慎重に取り扱う。

6-3 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護します。

<具体的取り組み事例>

- 自社並びに顧客や第三者から受領した機密情報を管理・保護するために、適切な仕組みを導入する。機密情報とは、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）に記載された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて伝えられた情報を指す。

7. 事業継続計画

大規模自然災害等によって自社もしくは自社のサプライヤーが被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備します。

7-1 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

<具体的取り組み事例>

- 災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画（BCP : Business Continuity Plan）を策定する。
- 自然災害・事故・不測事態といった被害によるダメージからの復旧が長期化することを想定し、代替手段の確保に努める。

8. 管理体制の構築

8-1 企業のコミットメント

本ガイドラインの要求事項を遵守するために、管理体制を構築します。

<具体的取り組み事例>

- 経営幹部は本ガイドラインに定められた項目を満たす方針を策定し、労働者への周知を図る。
- 本ガイドラインに関連する法規制や顧客要求を特定管理し、必要に応じて社内ルールを整備・更新する。

8-2 サプライヤーの管理

本ガイドラインの要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの本ガイドラインの遵守を監視する仕組みを構築します。

<具体的取り組み事例>

- サプライヤーに対し、本ガイドラインの要求事項を伝達し、定期的に本ガイドラインの遵守状況を確認する（例：ヒアリング、アンケート）。

9. 社会貢献

9-1 地域社会や国際社会への貢献

良き企業市民として積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

<具体的取り組み事例>

以下の社会貢献活動に、積極的かつ継続的に取り組む

- 本来の事業（商品・サービス・技術等）を活用した社会貢献
- 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- 金銭的寄付による社会貢献

<改訂履歴>

改訂日	版数	改訂内容
2020年4月	1.0	富士電機CSR調達ガイドライン初版作成
2022年10月	1.1	5.品質安全性 5-2.品質管理の<具体的取り組み事例>に3事例追加
2023年10月	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.環境 3-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減の<具体的取り組み事例>に2事例追加 ・ 4.公正取引・倫理に4-10.パートナーシップ構築宣言を追加
2024年4月	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-4「労働時間への配慮」に、労働者の長時間労働（過重労働）の防止に努める旨を明記